

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項及び第三十七条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第五十五条、第五十五条の三、第九十九条、第一百四十条（新居宅サービス等基準第一百四十条の十三）において準用する場合を含む。）、第四百四十条の十五、第四百四十条の三十二、第五百五十五条（新居宅サービス等基準第五百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準（以下「新指定居宅介護支援等基準」という。）第一条の二第五項及び第二十

七条の二（新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。））、第三条の規定による改正後の地域密着型サービス基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。））第三条第三項及び第三条の三十八の二（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第一百八条、第二百二十九条、第二百五十七条、第六十九條及び第八十二条において準用する場合を含む。））、第四条の規定による改正後の介護予防サービス等基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。））第三条第三項及び第五十三条の十の二（新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第四百二十二条（新介護予防サービス等基準第五百九十九条において準用する場合を含む。））、第六十六條、第八十五条、第九十五条（新介護予防サービス等基準第二百十條において準用する場合を含む。））、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。））、第五条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準（以下「新指定介護予防支援等基準」という。））第一条の二第五項及び第二十六条の二（新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。））、第六条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準（以下「新地域密着型介護予防サービス基準」という。））第三

条第三項及び第三十七条の二（新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、「第七条の規定による改正後の養護老人ホーム基準（以下「新養護老人ホーム基準」という。）」第二条第四項及び第三十条、第八条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準（以下「新指定介護老人福祉施設基準」という。）第一条の二第四項、第三十五条の二（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第三項、第九条の規定による改正後の介護老人保健施設基準（以下「新介護老人保健施設基準」という。）第一条の二第四項、第三十六条の二（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十条第三項、第十条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設基準（以下「新介護療養型医療施設基準」という。）第一条の二第四項、第三十四条の二（新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第三項、第十一条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準（以下「新特別養護老人ホーム基準」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準第五十九条において準用する場合を含む。）、第三十一条の二（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項（新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準用する場合を含む

。)、第十二条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準(以下「新軽費老人ホーム基準」という。)、第二条第四項、第三十三条の二(新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、附則第三条第四項及び附則第十一条第四項並びに第十三条の規定による改正後の介護医療院基準(以下「新介護医療院基準」という。)、第二条第四項、第四十条の二(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)、及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準第二十九条(新居宅サービス等基準第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む。)、第五十三条(新居宅サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む。)、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百条(新居宅サービス等基準第一百五十五条の三及び第九十九条において準用する場合を含む。)、第七十条、第七十一条(新居宅サービス等基準第一百四十一条の十五及び第一百四十一条の三十二において準用する場合を含む。)、第四百零一条の十一、第四百五十三条、第四百五十五条の十、第四百八十九条、第四百九十二条の九及び第二百六条(新居宅サービス等基準第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準第十八条(新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。)

）、新地域密着型サービス基準第三条の二十九、第十四条、第二十九条（新地域密着型サービス基準第三十七条の三において準用する場合を含む。）、第四十条の十二、第五十四条、第八十一条（新地域密着型サービス基準第八十二条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百二十五条、第四百四十八条及び第六十六条、新介護予防サービス等基準第五十三条（新介護予防サービス等基準第六十一条において準用する場合を含む。）、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百二十条、第一百三十八条（新介護予防サービス等基準第六十六条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第一百五十六条、第九十二条、第二百七条、第二百四十条、第二百五十九条及び第二百七十条（新介護予防サービス等基準第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準第十七条（新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準第二十七条、第五十七条及び第七十九条、新養護老人ホーム基準第七条、新指定介護老人福祉施設基準第二十三条及び第四十六条、新介護老人保健施設基準第二十五条及び第四十七条、新介護療養型医療施設基準第二十四条及び第四十七条、新特別養護老人ホーム基準第七条（新特別養護老人ホーム基準第五十九条において準用する場合を含む。）及び第三十四条（新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準

用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準第七条（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

**（業務継続計画の策定等に係る経過措置）**

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の三、第九十九条、第一百九条（新居宅サービス等基準第四十条の十三において準用する場合を含む。）、第四百四十条の十五、第四百四十条の三十二、第五百五十五条（新居宅サービス等基準第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準第十九条の二（新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。）、新地

域密着型サービス基準第三条の三十の二（新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第一百八条、第二百二十九条、第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準第五十三条の二の二（新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第四百二条（新介護予防サービス等基準第五百九条において準用する場合を含む。）、第百六十六条、第百八十五条、第百九十五条（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準第十八条の二（新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準第二十八条の二（新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準第二十三条の二、新指定介護老人福祉施設基準第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第二十六条の二（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準第二十五条の二（新介護療養型医療施設基準第五

十条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準第二十四条の二（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準第二十四条の二（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準第三十条の二（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

**（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）**

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一条第三項（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第四百四条第二項（新居宅サービス等基準第二百五条の三、第九十九条、第四百十条（新居宅サービス等基準第四百十条の十三において準用する場合を含む。）、第四百十条の十五、第四百十条の三十二、第九十二条及び第九十二条の十二において





支援等基準第二十条の二（新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準第三十一条第二項（新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

**（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）**

第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第五十三条の二第三項（新居宅サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む。）、第一百一条第三項（新居宅サービス等基準第五十五条の三、第九十九条、第一百九十九条、第四百十条、第四百十条の十五、第四百十条の三十二及び第二百五十五条において準用する場合を含む。）、第四百十条の十一の二第四項、第二百五十五条の十の二第四項及び第九十条第四項（新居宅サービス等基準第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準第三十条第三項（新地域密着型サービス基準第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第一百三十三条第三項、第二百二十六条第四項、第四百四十九条第三項及び第六百六十七条第四項、新介護予防サービス等基準第五十三

条の二第三項（新介護予防サービス等基準第六十一条において準用する場合を含む。）、第二百二十条の二第三項（新介護予防サービス等基準第四百二十二条、第四百六十六条、第八十五条及び第九十五条において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第四項、第二百八条第四項及び第二百四十一条第四項（新介護予防サービス等基準第二百六十二条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条において準用する場合を含む。）及び第八十条第三項、新介護老人ホーム基準第二十三条第三項、新指定介護老人福祉施設基準第二十四条第三項及び第四十七条第四項、新介護老人保健施設基準第二十六条第三項及び第四十八条第四項、新介護療養型医療施設基準第二十五条第三項及び第四十八条第四項、新特別養護老人ホーム基準第二十四条第三項（新特別養護老人ホーム基準第五十九条において準用する場合を含む。）及び第四十条第四項（新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準第二十四条第三項（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

第六条 この省令の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ及び第四十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、新居宅サービス等基準第四百十条の四第六項第一号イ(2)、新地域密着型サービス基準第四百十条第一項第一号イ(2)、新介護予防サービス等基準第五百十三条第六項第一号イ(2)、新介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(2)、新介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(2)、第四十条第二項第一号イ(2)及び第四十一条第二項第一号イ(2)、新特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ(2)及び第六十一条第四項第一号イ(2)並びに新介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新介護老人保健施設基準	新居宅サービス等基準第 百四十条の四第六項第一 号イ(2)		新地域密着型サービス基 準第六十条第一項第一 号イ(2)		新介護予防サービス等基 準第一百五十三条第六項第 一号イ(2)	
	入所定員	入所定員	入所定員	入所定員	新指定介護老人福祉施設基 準第二条第一項第三号イ	新指定介護老人福祉施設基 準第二条第一項第三号イ
新介護老人保健施設基準	新居宅サービス等基準第 百四十条の十一の二第二項		新地域密着型サービス基 準第六十七條第二項		新介護予防サービス等基準第百二十九条第一 項第三号	
	入所定員	入所定員	入所定員	入所定員	第四十七條第二項	第四十七條第二項
入居定員	入居定員	入居定員	入居定員	新居宅サービス等基準第百二十一條第一項第 三号	新居宅サービス等基準第百二十一條第一項第 三号	新居宅サービス等基準第百二十一條第一項第 三号

<p>第四十一条第二項第一号イ(2)</p>	<p>新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ</p>	<p>新介護老人保健施設基準第二条第一項第三号</p>
<p>新介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(2)、第四十条第二項第一号イ(2)及び第四十一条第二項第一号イ(2)</p>	<p>新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ</p>	<p>新介護療養型医療施設基準第二条第一項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第四条第二号、附則第五条、附則第十八条並びに附則第十九条第二号及び第三号</p>
<p>新特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ(2)及び第六十一条第</p>	<p>新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ</p>	<p>新特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号イ</p>
<p>新特別養護老人ホーム基</p>	<p>入所定員</p>	<p>入居定員</p>
<p>第四十七条第二項</p>	<p>第四十八条第二項</p>	

四項第一号イ(2)	第四十七条第二項	第四十条第二項（第六十三条において準用する場合を含む。）
新介護医療院基準第四十条第二項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ	入居者の定員 新介護医療院基準第四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第二号
第四十七条第二項	第五十二条第二項	

第七条 この省令の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であつて、第一条の規定による改正前の居室サービス等基準第四百十条の四第六項第一号イ(3)（後段に係る部分に限る。）、第三条の規定による改正前の地域密着型サービス基準第六十条第一項第一号イ(3)（ii）、第四条の規定による改正前の介護予防サービス等基準第一百五十三条第六項第一号イ(3)（後段に係る部分に限る。）、第八条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)（ii）、第九条の規定による改正前の介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)（ii）、第十

条の規定による改正前の指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)及び第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)、第十一条の規定による改正前の特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ(4)(ii)及び第六十一条第四項第一号イ(4)(ii)並びに第十三条の規定による改正前の介護医療院基準第四十五条第二項第一号(3)(ii)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

**(栄養管理に係る経過措置)**

第八条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第四百三十三条の二(新地域密着型サービス基準第六十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準第十七条の二(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準第十七条の二(新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設基準第十七条の二(新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。)、及び新介護医療院基準第二十条の二(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。



(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第九条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第百四十三条の三（新地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準第十七条の三（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第十七条の三（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準第十七条の三（新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準第二十条の三（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第十条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準第百五十五条第一項（新地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準第二十九条第一項、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第三十六条第一項（新介護老人保

健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準第三十四条第一項（新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準第三十一条第一項（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準第三十三条第一項（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準第四十条第一項（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

**（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）**

第十一条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービズ基準第百五十一条第二項第三号（新地域密着型サービズ基準第百六十九条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準第二十四条第二項第三号、新指定介護老人福祉施設基準第二十七条第二項第三号（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第二十九条第二

項第三号（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。））、新介護療養型医療施設基準第二十八条第二項第三号（新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。））、新特別養護老人ホーム基準第二十六条第二項第三号（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。））、新軽費老人ホーム基準第二十六条第二項第三号（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準第三十三条第二項第三号（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。